

村山市監査委員公告第 10 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 2 月 27 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和 2 年 2 月 18 日から令和 2 年 2 月 27 日
3. 監査の範囲 平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により通知し、監査資料の提出を求め、財務関係諸帳簿など関係書類について審査を行うとともに、令和 2 年 2 月 18 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
5. 監査の結果 次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

<指摘事項>

1. 時間外勤務手当の支給について、返納、追給すべきものがある

<返納>・週休日の振替を行っているが、重複して時間外勤務手当を支給しているものがある。

・週休日に振替簿を提出し時間外勤務をした際の手当を、勤務日の時間外勤務単価区分の 125/100 で支給すべきところ、休日の時間外勤務単価区分の 135/100 で支給しているものがある。

<追給>・週休日の振替を行った日に時間外勤務をした際の時間外勤務手当を、週休日の時間外勤務単価区分の 135/100 で支給すべきところ、勤務日の時間外勤務単価区分の 125/100 で支給しているものがある。

・週休日の振替を行っているが、1 週間の正規の勤務時間を超えて週休日を振替したことにより、超えた分について 25/100 の時間外勤務手当が生じているが支給されていないものがある。

2. 修繕に係る契約締結について

クアハウス基点大浴場換気ダクト修繕、クアハウス基点大浴場換気扇修繕の各修繕契約において、工期、完成年月日等は違うものの、本来一体として発注すべきところ、2件に分割し、1者随意契約によりそれぞれ締結している。

合理的理由が認められないものについては、分割発注は慎まれない。

<注意事項>

1. 補助金の実績報告において遅延が見受けられる

平成30年度東根高等職業訓練校運営事業補助金（実績報告 R 元/7/5 実績）において、実績報告書の提出が出納閉鎖後になっている。履行確認の面からみても当該事業完了後、速やかに実績報告書を提出させる必要があることから、事業者には早期提出を求めるなど、適切に処理されたい。